五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瓜生谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県小浜市羽賀
七四号称宣山　一番から五番まで
一三番から一九番まで
七五号瓜生谷奥　一番から三番まで
三番一
四番及び五番
一三番及び一四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県小浜市羽賀
七四号称宣山　一二番　一号から三号まで
七五号瓜生谷奥　九番　六号
一五番　四号及び五号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥釜谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県小浜市奈胡
一〇号奥釜谷　二番から二〇番まで
六一号釜谷　一番から六番二まで
六二号宮ノ脇　一番から六番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県小浜市奈胡
六一号釜谷　一六番　一号
六番三　二号
七番　三号
一〇号奥釜谷　一番　六号から八号まで
二番　五号
二〇番　四号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天下城川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
福井県小浜市奈胡
一三号盲谷奥　二二番から二五番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
福井県小浜市奈胡
五四号平尾口　一番　一号
一三号盲谷奥　七番一　二十八号
九番　二十七号
二〇番　二十六号
二二番　二十四号
二四番　二十五号
一四号山神奥　一番　二号及び三号
一五号天下城　一番　四号から二十三号まで
五三号盲谷　一番　三十八号
四番一　三十六号及び三十七号
五五号平尾　一番　三十九号
五六号奈胡坂　一番三　二十九号
二番一　三十号
四番二　三十一号
七番一　三十五号
八番二　三十二号
九番一　三十四号
九番二　三十三号

○気象庁告示第七号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十一月二十九日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第17506号	電気式日射計の感部（全天） ＣＨＦ－ＳＲ05－ＤＡ１	東京都豊島区池袋四丁目２番11号	クリマテック株式会社	平成29年11月17日

○海上保安庁告示第四十八号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、来島海峡西水道における流速計の撤去工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示を次のように定める。

平成二十九年十一月二十九日

海上保安庁長官　中島　敏

来島海峡西水道における流速計の撤去工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示

次の表の上欄に掲げる海域については、同表の中欄に掲げる期間、同表の下欄に掲げる船舶の航行を禁止する。

海域	期間	船舶
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域 一　北緯三四度六分五一秒東経一三二度五九分三・四秒 二　北緯三四度六分三六・八秒東経一三二度五九分七・六秒 三　北緯三四度六分三五秒東経一三二度五八分五九・一秒 四　北緯三四度六分四九・二秒東経一三二度五八分五四・九秒	平成二十九年十二月十一日午前十時から同日午後三時まで（第一予備日）、同月十六日午前八時から同日午後五時まで（第二予備日）、同月二十日午前十時から同日午後三時まで（第三予備日）及び同月二十六日午前十時から午後五時まで（第四予備日）のうち流速計の撤去工事が行われている時間	上欄に掲げる海域における流速計の撤去工事に従事する船舶以外の船舶

備考　（一）第一予備日は平成二十九年十二月十一日において、第二予備日は第一予備日において、第三予備日は第二予備日において、第四予備日は第三予備日において、第五予備日は第四予備日において、それぞれ悪天候その他の理由により流速計の撤去工事が行われなかった場合に、当該工事が行われる日である。

（二）流速計の撤去工事が行われている間は、「警戒船」と表記された旗及び可航水域を示す矢印の板を掲げた警戒船が配備される。